

よくある質問

Q 総合事業で利用できるヘルパーサービスはどのようなものがありますか。

A 身体介護が必要な方や認知症の方は、従来どおりのサービスとなります。
それ以外の方で、掃除・洗濯等の生活支援サービスだけが必要な方は、緩和型サービスの利用ができますが、週3回（ケアマネジメントにより1回から3回の利用）までの利用となります。
また、買い物支援がない生活支援のみのサービスであれば、シルバー人材センターによる「ふれあい家事支援サービス」が利用できます。
以上のサービスのいずれかを利用することができます。専門性や提供内容、料金等を比較のうえ、ケアマネジャーにご相談ください。

Q 総合事業で利用できるデイサービスはどのようなものがありますか。

A 自立支援に向けた短期集中型の通所サービス「元気あっぷ教室」が利用できます。
また、それ以外にも運動を中心に、レクリエーション等のサービスを受けられる3時間以上の通所サービスや認知症の方や進行性の病気をお持ちの方が行くことのできる従来どおりのサービスもあります。
以上のサービスのいずれかを利用することができますので、ケアマネジャーにご相談ください。

Q 総合事業申請からサービス利用までの流れはどうなりますか。

A 総合事業の申請には「基本チェックリスト」の提出が必要となります。よって、申請をする本人が窓口に来ていただくのが基本です。その時に①～③を持参してください。

- ① 身分証明書
- ② マイナンバーカード
- ③ 身体の状況を確認できるもの（お薬手帳等）

申請後、1週間程度で決定され、その後玉名市包括支援センターより訪問があり、ケアプランが決まり次第、サービス利用開始となります。



お問い合わせ
玉名市役所高齢介護課
☎ 0968-75-1339
玉名市包括支援センター
☎ 0968-71-0285

平成 29 年4月から 新しく介護予防・日常生活支援 総合事業が始まりました!



総合事業の特徴

●多様な主体による多様なサービスを展開していきます。

高齢者を含めた幅広い世代の市民、ボランティアや事業者、団体の活動を支援し、高齢者に対するサービスを充実します。

●社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します。

「心身機能」だけでなく、「参加」、「活動」の視点での介護予防活動を促進し、高齢者が地域で役割を持ちながら、生活が続けられるよう支援します。

●介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します。

予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行し、市の事業となります。また、これら以外に、市の独自事業を新たに実施します。

※利用にあたっては、これまで通り、包括支援センター等のケアマネジャーが、本人の状況等を確認のうえ、ケアプランを作成し、決定します。

※予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護以外のサービス（介護予防福祉用具貸与サービス等）は、引き続き予防給付のサービスとして提供されます。

●サービス利用の手続きの一部を簡素化します。

訪問型サービス、通所型サービスのみを利用希望の高齢者の場合、サービスのご利用にあたっては、基本チェックリストを実施し、該当することで介護認定を受けることなくサービスの利用が出来ます。